

久喜市告示第155号

地方自治法第243条の2第1項の規定により、次に掲げる歳入の徴収事務について、次のとおり委託する。

令和8年4月8日

久喜市長 梅田 修一

1 徴収を委託する歳入

- ・久喜市手数料条例（平成22年久喜市条例第68号）第2条第1号別表第1第13項に規定する犬の登録及び鑑札の交付手数料
- ・久喜市手数料条例（平成22年久喜市条例第68号）第2条第1号別表第1第14項に規定する狂犬病予防注射済票の交付手数料

2 徴収事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 徴収事務を委託する者

久喜市本町1丁目6番22号 有限会社バウ・ミュウ渋谷犬猫病院 代表取締役 渋谷 正志
久喜市本町3丁目11番31号 有限会社たぐち動物病院 代表取締役 田口 修
久喜市吉羽3丁目1番地16 有限会社タケダ 代表取締役 竹田 誠
久喜市久喜東5丁目4番12号 戸谷動物病院 獣医師 戸谷 達彦
久喜市上町1番31号 久喜動物クリニック 久勝 諭
久喜市久喜東1丁目12番12号 有限会社シロー動物病院 代表取締役 鈴木 史郎
久喜市栗原3丁目2番地9 メープルどうぶつ病院 院長 岡 常晴
久喜市青毛1丁目7番地2 もりた動物病院 院長 森田 潤
久喜市南4丁目1番地27号 しおん動物病院 院長 大槻 香織
久喜市菖蒲町小林3697番地4 長谷川動物病院 院長 長谷川 繁雄
久喜市南栗橋1丁目13番地3 株式会社musubi 代表取締役 渡邊 郁絵
久喜市葛梅2丁目12番地15 鷺宮ペットクリニック 鈴木 儀弘
久喜市西大輪3丁目3番地13 アピアどうぶつ病院 奥澤 教雄
久喜市東大輪1213番地10 久喜タロウ動物病院 飛高 健太郎